

平成29年6月8日（一部改正）

平成29年12月13日（一部改正）

## 松山市介護予防・日常生活支援総合事業の利用者について

松山市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（以下、「要綱」という。）第4条第1項（2）に規定する市長が特に認める者について下記のとおり定める。

### 記

#### 1. 要件について

平成29年4月1日以降、要支援認定の更新認定の申請期間に厚生労働大臣が定める基準（以下「基本チェックリスト」という。）に該当する第1号被保険者。（以下「事業対象者」という。）

#### 2. 基本チェックリストの実施時期について

要支援認定の有効期間満了の日の60日前から当該要支援認定の有効期間満了の日までの間において実施すること。なお、事業対象者登録後においては、介護予防サービス・支援計画書の作成時及び介護予防サービス・支援計画書の期間終了30日前から当該介護予防サービス・支援計画書の期間終了日までの間において実施すること。

#### 3. 事業対象者の登録について

事業対象者として要綱第3条第2項（1）（2）を利用しようとする時は、当該要支援認定の有効期間満了の日までに松山市に事業対象者登録を行わなければならない。

#### 4. 事業対象者登録の流れ

##### （1）登録

- ①事業対象者（登録・解除）届出書、基本チェックリスト、介護保険被保険者証を松山市に提出する。
- ②当該要支援認定の有効期間満了日の翌日から事業対象者として登録される。

#### 5. 事業対象者の有効期間

事業対象者としての有効期間は設けない。ただし、事業対象者の登録が解除された場合は、解除日より事業対象者として取り扱わない。

#### 6. 事業対象者の登録解除

下記に該当する場合は、事業対象者としての登録を解除する。

- （1）基本チェックリストで事業対象者の基準に該当しなくなった場合、当該基本チェックリス

トを実施した月の末日

- (2) 要介護等認定申請を行い、「要支援」「要介護」と認定された場合、認定の有効期間開始日
- (3) 要介護等認定申請を行い「非該当（自立）」と判定された場合、市が指定する日
- (4) 本人の希望により登録解除する場合、本人が希望する日

## 7. 事業対象者の登録解除の流れ

### 【基本チェックリストで事業対象者の基準に該当しなくなった場合】

事業対象者（登録・解除）届出書、当該基本チェックリスト、介護保険被保険者証を松山市に提出する。

### 【要介護等認定申請を行う場合】

要介護等認定申請時に、事業対象者（登録・解除）届出書を市に提出する。  
いずれの場合も、事業対象者の登録解除された場合、市から別途通知する。